

○厚生労働省告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年六月二十七日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>一〇七十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七十一〇百十四 (略)</p> <p>百十五 膠様滴状角膜ジストロフィー</p> <p>百十六〇百七十二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百七十三〇百八十一 (略)</p> <p>百八十二 全身性強皮症</p> <p>百八十三〇百六十六 (略)</p> <p>百六十七 ハッチンソン・ギルフォード症候群</p> <p>百六十八〇百九十三 (略)</p> <p>百九十四 フォンタン術後症候群</p> <p>百九十五〇三百六十一 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一〇七十 (略)</p> <p>七十一 強皮症</p> <p>七十二〇百十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十六〇百七十二 (略)</p> <p>百七十三 正常圧水頭症</p> <p>百七十四〇百八十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百八十三〇百六十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百六十七〇百九十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百九十三〇三百五十九 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 次に掲げる疾病にかかっている者であつて、この告示の適用の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、なお従前の例による。

一 強皮症（全身性強皮症を除く。）

二 正常圧水頭症